

新型コロナウイルス対策状況下における  
DV・児童虐待増加・悪化防止に向けた会長声明

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、世界的に感染が拡大し、日本でも本年4月16日には対象を全都道府県とする緊急事態宣言が公示された。

外出自粛や経済状態の悪化の中で、ドメスティック・バイオレンス（DV）や家庭内における児童虐待の増加・悪化が懸念され、本年4月5日にはアントニオ・グテーレス国連事務総長がDV増加に対する警告の声明を発表した。同声明では「全ての政府に対し、女性に対する暴力の防止と救済を、COVID-19に向けた国家規模の応急対応のための計画の重要項目とするよう要請する」としている。そして、具体的対策として「オンラインサービスや市民社会組織への投資を増やすこと、加害者を引き続き訴追できるよう司法制度を維持すること、薬局や食料品店に緊急警報システムを設置すること、シェルターを必要不可欠なサービスとして、宣言すること、そして、加害者に知らされることなく女性が支援を求めることができる安全な方法を確立すること」を明示している。諸外国でもDVや児童虐待の増加・悪化が現実化しており、フランスではパリ市内のシェルター増設を決め、また担当大臣が声明を出し被害者支援に取り組む姿勢を明らかにし、オーストラリアではDV対策資金として1億5000万豪ドルを投入する旨公表され、イタリアでは既存の避難所不足を補うため、DV相談所やシェルターが自治体と相談してホテルや空き住宅を確保でき、その費用を政府が負担すると公表している。

政府は、緊急事態宣言発令期間中のDVの相談と保護業務に力を入れ24時間相談体制など対策を打ち出し、都道府県に対しても相談体制強化と迅速な保護につき特段の措置を求めている。しかし残念ながら、緊急事態宣言を受け本年4月17日に宮崎県が出した対策には、特にこの点に触れたものはない。災害や感染症拡大時、本来最も保護を必要とするDV被害者や被虐待児への支援は後回しにされがちである。本県においても、潜在的なものも含め、少なくない被害者がいるものと推測され、避難先の増設、被害者支援等の実現のための財源の確保、外出自粛要請下でも必要な一時保護の躊躇なき実現と避難先の確保、被害実態の積極的な把握、避難先での感染防止の徹底、避難後の

生活支援などについて、より具体的で積極的な対応が求められる。そのためには、必要な対策が速やかにとれるよう、政府による地方自治体への充実した財政支援が不可欠である。また、今後予定される政府からの給付金に関しても、避難者のスムーズな受け取りとプライバシー保護について格段の配慮を要する。

当会は、本年4月20日から、日本弁護士連合会と協力して「新型コロナウイルス関連法律相談」（全国統一ダイヤルおよびオンライン申込受付）を実施し、DVや家庭内における虐待の相談にも対応している。相談の中では直ちに避難や支援を必要とする例が増えていくことも懸念され、相談後の支援体制が脆弱なままでは被害者に絶望感を与える二次被害さえ生じかねない。

当会は、今後とも政府および自治体に対し具体的対策を求め、これを注視しつつ、新型コロナウイルス感染対策下においても相談者がより利用しやすい相談体制を維持発展させ、権利擁護に尽力する決意である。

2020年（令和2年）4月23日

宮崎県弁護士会

会長 成見 暁

